

日時：令和2年8月20日（木）13：30～
場所：飯塚市役所 5階 研修室1・2・3

令和2年度第1回飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会

次 第

- 1 開会
- 2 新任委員紹介及び人事異動に伴う職員紹介
- 3 議 事
 - (1) 令和元年度国民健康保険特別会計決算見込みについて（資料1）
 - (2) 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算について（資料2）
 - (3) 令和元年度特定健康診査等の実績見込みについて（資料3）
 - (4) 今後のスケジュールについて（資料4）
 - (5) 新型コロナウイルス感染症対策について（資料5）
 - (6) その他
- 4 閉 会

令和2年度 第1回
飯塚市国民健康保険事業の運営
に関する協議会

資 料

- (1) 令和元年度国保決算見込(資料1)
- (2) 令和2年度国保当初予算(資料2)
- (3) 令和元年度特定健康診査等の実績見込みについて(資料3)
- (4) 令和2年度スケジュール(案)について(資料4-1)
- (5) 飯塚市の国民健康保険事業について(資料4-2)
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策について(資料5)

日時: 令和2年8月20日(木)13:30~
場所: 飯塚市役所 5F 研修室 1, 2, 3

単位：千円

令和元年度国保決算見込み

歳入 13,612,523		歳出 13,473,027	
国民健康保険税	2,106,868	国民健康保険事業費納付金	3,463,156
県支出金	9,659,685	保険給付費	9,396,143
繰入金	1,380,758	保健事業費	100,008
その他	465,212	総務費	247,088
		その他	266,632

福岡県国保特別会計

【保険給付費】	
○療養諸費	一般 8,032,736 退職 12,257
○高額療養費	一般 1,269,865 退職 3,017
○その他の給付	・出産育児一時金 54,105 ・葬祭費 5,050
○審査支払手数料	19,113

【保健事業費】	
○特定健康診査事業費	88,641
○はり・きゅう施術費	2,852
○ヘルスアップ事業費	8,515

【総務費】	
○総務管理費	237,633
○徴税費	9,214
○運営協議会費	241

- 「国民健康保険事業費納付金」とは、市町村の医療費水準、所得水準等に応じて算定され県へ納付する経費
この経費の主たる財源は、繰入金の保険基盤安定事業繰入金、財政安定化支援事業繰入金、県支出金の保険給付費等交付金の特別交付金と国税
- 「保険給付費」のうち、療養諸費・高額療養費は、「県支出金」の普通交付金で全額交付される
- 「保険基盤安定事業繰入金」とは、低所得者の国税軽減措置に対して、その軽減分を一般会計が補てんする「保険税軽減分」（経費の3/4を県が負担）と低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合（7割軽減15%、5割軽減14%、2割軽減13%）を一般会計が補てんする「保険者支援分」（経費の1/2を国、1/4を県が負担）の合計

単位：千円

令和2年度国保当初予算

歳入 13,531,587		歳出 13,531,587		福岡県国保特別会計	
国民健康保険税	2,069,765	国民健康保険事業費納付金	3,512,832	【保険給付費】	
県支出金	9,847,025	保険給付費	9,559,215	○療養諸費 一般 8,151,941	
繰入金	1,557,202	保健事業費	124,553	退職 1,562	
その他	57,595	総務費	305,201	○高額療養費 一般 1,316,659	
		その他	29,786	退職 4,991	
				○その他の給付	
				・出産育児一時金 58,800	
				・葬祭費 6,000	
				○審査支払手数料 19,262	
				【保健事業費】	
				○特定健康診査事業費 108,803	
				○はり・きゅう施術料 2,901	
				○ヘルスアップ事業費 12,849	
				【総務費】	
				○総務管理費 294,252	
				○徴税費 10,574	
				○運営協議会費 375	

【国民健康保険税】

○一般被保険者	現年	1,937,922
	滞繰	130,249
○退職被保険者	現年	9
	滞繰	1,585

【県支出金】

○普通交付金	9,449,037
○特別交付金	
・保険者努力支援	44,138
・特別調整交付金	168,504
・県繰入金	131,900
・特定健診等負担金	46,626
○保健事業費補助金	6,820

【繰入金】

○保険基盤安定事業	852,095
○助産費等	39,200
○財政安定化支援事業	248,659
○療給等国県負担減額	77,225
○職員給与費等	266,596
○基金繰入金	73,427

○「国民健康保険事業費納付金」とは、市町村の医療費水準、所得水準等に応じて算定され県へ納付する経費

この経費の主たる財源は、繰入金の保険基盤安定事業繰入金、財政安定化支援事業繰入金、県支出金の保険給付費等交付金の特別交付金と国保税

○「保険給付費」のうち、療養諸費・高額療養費は、「県支出金」の普通交付金で全額交付される

○「保険基盤安定事業繰入金」とは、低所得者の国保税軽減措置に対して、その軽減分を一般会計が補てんする「保険税軽減分」（経費の3/4を県が負担）と低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国保税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合（7割軽減15%、5割軽減14%、2割軽減13%）を一般会計が補てんする「保険者支援分」（経費の1/2を国、1/4を県が負担）の合計

令和元年度 特定健康診査等の実績見込みについて

1 事業計画と実績見込み

項目	事業計画	実績（見込み）	差引
特定健診対象者数	18,966人	18,586人	△380人
受診者数	11,379人	8,340人	△3,039人
受診率	60.0%	44.9%（※）	△15.1%
保健指導対象者数	1,456人	975人	△481人
出現率	12.8%	11.7%	△1.1%
実施者（終了者）数	1,019人	735人（※）	△284人
実施期間	5月から2月まで （10か月間）	5月から2月まで （10か月間）	0か月
集団健診実施回数	52回	52回	0回
個別健診実施医療機関	95医療機関	97医療機関	2医療機関
受診料	500円 非課税世帯証明書提出 者及び前年度受診者は 無料	500円 非課税世帯証明書提出 者及び前年度受診者は 無料	

※令和2年7月21日現在 ⇒ 令和元年度分確定：令和2年9月末

2 実施状況

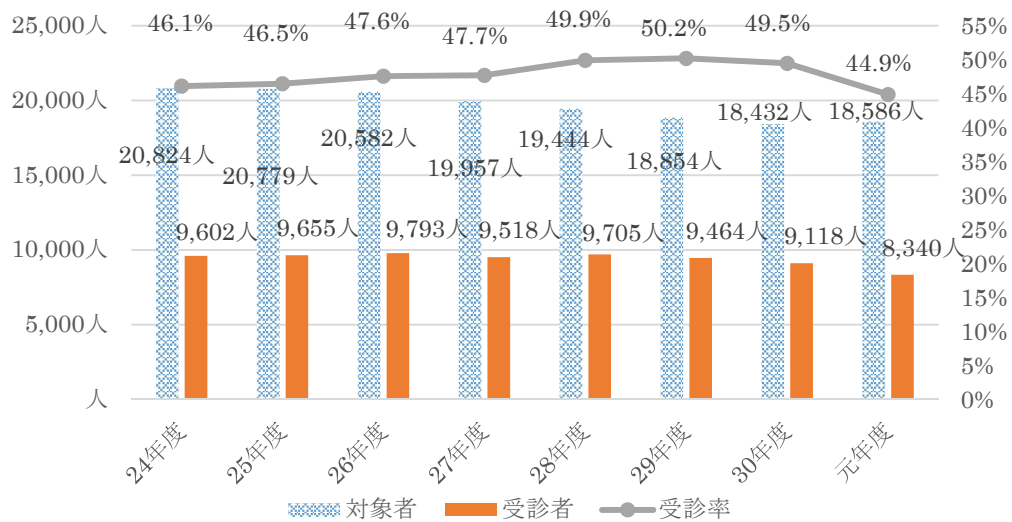
(1) 特定健康診査対象者数、受診者数及び受診率

性別	対象者	受診者	受診率	構成比
男性	8,869人	3,531人	39.8%	42.3%
女性	9,717人	4,809人	49.5%	57.7%
合計	18,586人	8,340人	44.9%	100%

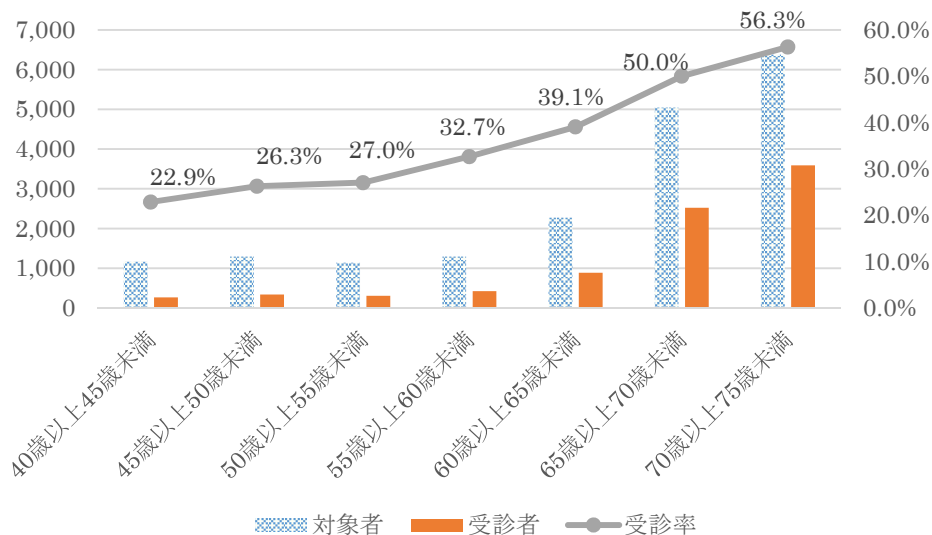
【参考】平成30年度健診受診率 49.5%（県内60市町村中4位、29市中1位）

(2) 受診者・受診率の推移

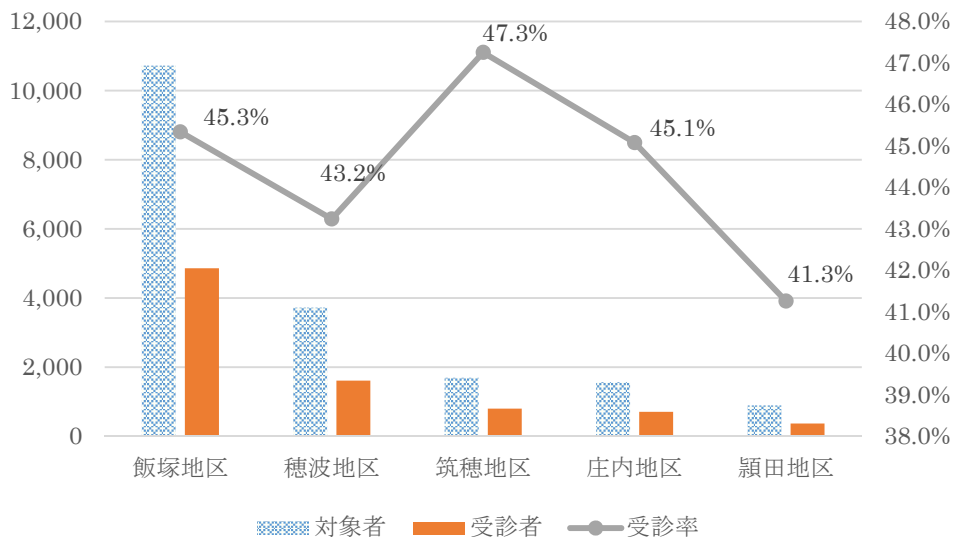
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
対象者	20,824人	20,779人	20,582人	19,957人	19,444人	18,854人	18,432人	18,586人
受診者	9,602人	9,655人	9,793人	9,518人	9,705人	9,464人	9,118人	8,340人
受診率	46.1%	46.5%	47.6%	47.7%	49.9%	50.2%	49.5%	44.9%



(3) 5歳階級別受診率



(4) 住所地別受診状況



(5) 個別・集団健診等の状況

区分	性別	受診者	構成比
集団	男	745 人	8.9%
	女	822 人	9.9%
	小計	1,567 人	18.8%
個別	男	2,638 人	31.6%
	女	3,809 人	45.7%
	小計	6,447 人	77.3%
特定ドック (※1)	男	63 人	0.7%
	女	47 人	0.6%
	小計	110 人	1.3%
医療情報 収集事業 (※2)	男	20 人	0.2%
	女	16 人	0.2%
	小計	36 人	0.4%
結果提出 (※3)	男	65 人	0.8%
	女	115 人	1.4%
	計	180 人	2.2%
合計		8,340 人	100.0%

※1 人間ドックの検査費用の内、特定健診の検査項目に係る費用を市が負担するもの。(市契約医療機関での受診に限る。)

※2 医療機関が保有している健診未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集するもの。

※3 特定健診に相当する企業健診等の検査結果データを収集することで、特定健診を行ったとみなすもの。

① 集団健診会場別実施状況

健診会場	平成30年度			令和元年度		
	実施回数	受診者	1回あたり受診者	実施回数	受診者	1回あたり受診者
サンシャインかいた	3回	89人	29人	3回	78人	26人
庄内ハーモニー	8回	293人	36人	7回	293人	41人
筑穂交流センター	3回	76人	25人	3回	74人	24人
サンアビリティズいづか	1回	33人	33人			
医師会検診検査センター	7回	112人	16人	8回	170人	21人
幸袋交流センター	2回	54人	27人	2回	45人	22人
二瀬交流センター	3回	84人	28人	3回	104人	34人
飯塚市保健センター	5回	147人	29人	6回	140人	23人
穂波福祉総合センター	12回	436人	36人	11回	381人	34人
飯塚市役所	6回	150人	25人	9回	282人	31人
合計	50回	1,474人		52回	1,567人	

② 集団健診居住地区別受診状況

健診会場	飯塚地区	穂波地区	筑穂地区	庄内地区	穎田地区	合計
サンシャインかいた	20人	2人		3人	53人	78人
庄内ハーモニー	155人	14人	4人	97人	23人	293人
筑穂交流センター	5人	1人	68人			74人
医師会検診検査センター	112人	23人	13人	13人	9人	170人
幸袋交流センター	40人				5人	45人
二瀬交流センター	97人	4人			3人	104人
飯塚市保健センター	70人	58人	7人	2人	3人	140人
穂波福祉総合センター	186人	163人	24人	4人	4人	381人
飯塚市役所	221人	25人	12人	14人	10人	282人
合計	906人	290人	128人	133人	110人	1,567人


③ 個別健診地区別実施医療機関数

地区	医療機関数
飯塚地区	50
穂波地区	9
筑穂地区	5
庄内地区	4
穎田地区	2
嘉麻市	14
桂川町	4
総計	88

④ 個別健診住所地別受診状況（特定ドック含む）

性別	飯塚地区	穂波地区	筑穂地区	庄内地区	穎田地区	合計
男	1,519人	523人	271人	220人	105人	2,638人
女	2,251人	723人	365人	331人	139人	3,809人
合計	3,770人	1,246人	636人	551人	244人	6,447人

令和2年度スケジュール(案)について

	4月から6月	7月から9月	10月から12月	1月から3月
福岡県			令和3年度 事業費納付金算定 標準保険料率の提示	
福岡県国保運営方針に基づく国保運営の実施 				
飯塚市	・国保税当初課税	・保険証更新 (期間：8/1～7/31)	・令和2年度補正予算 ・令和3年度当初予算 編成 ↓ 諮問	・国保税率の改正 (必要に応じ) ↑ 答申
飯塚市国民健康保険 事業の運営に関する 協議会		第1回協議会 ・令和元年度決算、 令和2年度予算 について ・特定健診等について	第2回協議会 (必要時に応じ開催) ・国保税率の改正 について	第3回協議会 ・国保税率の改正 について

【平成 29 年度】

平成 29 年度の当協議会において、国保制度改革と併せて税率の検討を実施。平成 30 年度は、賦課方式を変更したことと併せて税率を改定し、2 年間は運営に支障がない限り当該税率を維持することとしました。

国保税率

	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
医療分	6.80	21,000	23,000
後期支援分	2.80	8,100	8,800
介護納付金分	2.60	9,100	6,700

【平成 30 年度】

平成 30 年度の協議会においては、平成 30 年度・31 年度の試算を実施。

これによると、30 年度は 2 億 1669 万円の黒字、31 年度は 7384 万 6 千円の赤字、2 年通算して 1 億 4284 万 4 千円の黒字を見込まれたため、国保の運営に大きな支障はないものと判断し、税率等は据え置くこととしました。

なお、県から示された標準保険料率は下記のとおり。

平成 31 年度市町村標準保険料率（市町村算定方式）

	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
医療分	7.65 (+0.85)	24,821 (+3,821)	26,976 (+3,976)
後期支援分	2.74 (△0.06)	8,335 (+235)	8,989 (+189)
介護納付金分	2.48 (△0.12)	9,666 (+566)	6,477 (△223)

() 内は現行税率との差

【令和元年度】

令和元年度は、税率改定後 2 年目であることを受け、税率検討を実施。検討のベースとしては、賦課方式及び今後 2 年間税率を据え置くことを踏襲。

試算によると、2 年度・3 年度は、収支において赤字の見込ですが、支払準備基金で賄える額であるため、法定外繰入や繰上げ充用といった赤字補填措置は 2 年度、3 年度においては必要なく、従って、税率の引き上げはしない判断をしました。

数値の詳細は、本算定時の試算では、令和 2 年度 4023 万 9 千円の赤字、3 年度 1 億 5279 万 4 千円の赤字で、2 年通算して 1 億 9303 万 3 千円の赤字となり、前 2 年通算での余剰

金が1億5462万7千円見込まれたことから、実質3840万6千円の赤字を見込みました。
 なお、その時点での基金残高は約7億6474万6千円でした。

令和2年度 市町村標準保険料率（市町村算定方式）

	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）
医療分	7.87 (+1.07)	25,155 (+4,155)	27,181 (+4,181)
後期支援分	2.73 (△0.07)	8,174 (+74)	8,754 (△46)
介護納付金分	2.52 (△0.08)	9,604 (+504)	7,020 (+320)

（ ）内は現行税率との差

【令和2年度の方向性】

昨年度の当協議会の答申に基づき、令和2年度・3年度の2年間は据え置きを前提としているため、原則として改正の予定はありません。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、今後県より示される令和3年度の標準保険料率等や想定される影響を勘案して試算を実施し、大きな支障が生じるようであれば、当協議会にお諮りさせていただくこともあると考えています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響（財政を悪化させる要因の影響を考慮）

- 感染症の影響で経済的に打撃を受けている被保険者や失業により加入される被保険者が増加すること等が予想されるため、調定額及び収納率の予測をし直す検討をする必要があります。
- 医療給付費は感染症拡大が顕在化して以降、昨年比で減少傾向となっている（4月、5月は明らかに減少。）が、当年度の医療給付費は県の普通交付金で賄われる制度となっているため、本年度の収支に影響は少ない（財政に余裕はできない。）と見ています。
- 国保事業費納付金は、本年1月の本算定で決定した額を県に納付する必要がありますが、これについても影響はない見込（この件について現状では、特に通知等はない。）。
- 特定健診、特定保健指導は、感染拡大の影響から本年度は予定どおり実施できていません。これにより受診率が低迷することになると次年度以降の保険者努力支援制度等の県からの交付金額に影響が出る可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策としての特例措置である税の減免措置及び傷病手当金の支給については、全額公費で財源が充てられるので、財政的な影響はない見込です。
- このほかにも、被保険者の収入減に伴う保険税の調定そのものの減少が見込まれること等による国保の財政状況の悪化が予想され、このことに対して何らかの支援をいただけないか共同運営会議等の場で県に対し要望しています。

1. 傷病手当金について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、発熱などの症状がある場合は会社を休み、外出を控えることが必要だとして、会社を休みやすい環境を整えて感染拡大の抑制に資するよう、被用者である被保険者が発熱などの症状があつて感染が疑われたり、感染が判明したりした場合に傷病手当金を支給することとしたもの。

傷病手当金の対象者や支給条件等

1 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

2 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

3 支給額

1日当たりの支給額 $[\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就業日数}] \times (2/3) \times \text{支給対象となる日数}$

※ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額 $1/30$ に相当する金額の $2/3$ に相当する金額を超えるときは、その金額（令和2年3月現在、日額30,887円）

4 適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間を始期とする療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで

5 傷病手当金と給与等との調整

- ア 給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、「3」で算出した金額より少ないときは差額を支給。
- イ 「ア」の該当者が受け取るはずであった給与等を受け取れなかったときは、傷病手当金を保険者（市）が支給（立替）。
- ウ 「イ」により保険者（市）が支給した金額は事業主から徴収。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

全部

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等※の減少が見込まれ、次の i から iii までのすべてに該当する世帯

保険税減免額 = 対象保険税額 × 減額又は免除の割合

対象保険税額 = $A \times B / C$

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得額

- i 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害補償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii 主たる生計維持者の前年の総所得金額及び山林所得金額等の合計が1000万円以下であること。
- iii 減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減額又は免除の割合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※ 事業収入等: 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入